

フリースクールの制度化に関する考察

－不登校生支援のあり方をめぐる論争を中心に－

Considering the Systematization of Free Schools: A Focus on the Debate over Support for Absentee Students

田中 佑弥*

要 旨

近年、フリースクールの制度化を目指す動きが活発化し、2016年には「教育機会確保法」が成立したが、フリースクールの制度化をめぐるさまざまな意見がある。本稿では、フリースクールの制度化に先行してフリースクールに言及した政府の有識者会議の報告書や、制度化に反対する障害者運動の主張を検討し、論争において何が焦点化されているかを考察した。政府の有識者会議が主に人的資本の有効活用という観点からフリースクールの制度化を捉えているのに対し、「普通学級」へのインクルージョンを主張してきた障害者運動は「分離・別学体制」の強化と捉えている。そして、さまざまな批判があるなかで、NPO 法人フリースクール全国ネットワーク代表理事の奥地圭子は、不登校の子どもの権利を保障するという観点から、フリースクールの制度化を推進していることをインタビューにより明らかにした。

キーワード：フリースクール、制度化、不登校、障害

はじめに

フリースクールの制度化を求める動きは、日本におけるフリースクールの草分けである東京シューレ（1985年設立）が、2012年7月に他のフリースクール等とともに「〔(仮称)オルタナティブ教育法〕を実現する会」（同年10月、「多様な学び保障法を実現する会」に改称）を立ち上げたことによって活発化した¹⁾。2014年には安倍晋三首相が東京シューレ（東京都北区）、下村博文文部科学大臣（当時）がフリースペースえん（神奈川県川崎市）をそれぞれ訪問した。2015年には文部科学省に「フリースクール等に関する検討会議」が発足し、2016年には「超党派フリースクール等議員連盟」（2014年発足）が推進してきた「教育機会確保法」²⁾が成立した。

本稿の目的は、フリースクールの制度化をめぐる論争において何が焦点化され、フリースクールの運営者はフリースクールの制度化をどのように捉えているかを明らかにすることである。山本(2016)が論じているように、教育機会の多様化をめぐるさまざまな論争があり、小中学校外での教育を公的に認めることによる混乱が危惧されている。例えば、営利企業が公的な教育に参入するのではないか、教育の質は保障されるのか、あるいは行政の介入によりフリースクールの独自性が損なわれるのではないか、といった点である。フリースクールの制度化がどのようなものになるかは諸条件によ

* 武庫川女子大学教育研究所助手

って左右されるものであり、現時点では不透明である。フリースクールの制度化による副作用を最小化するためには、適切な条件整備が必要とされる。営利企業の参入を防止するために株式会社の参入を認めない、フリースクールの全国組織がフリースクールの相互認証を実施することにより行政の過剰な介入を避ける形で質の保障をするなどの工夫が考えられる。適切に条件整備を行うことで対応し得る問題がある一方、フリースクールの制度化によって明白に生じるのは、全員が地域の学校で学ぶことが当然ではなくなるという変化である。すでに学校選択制によってその前提は揺らいでいるが、フリースクールの制度化は不登校の子どもたちの再登校を絶対化せず、学校外での学びを認めることになる。子どもたちが別々の場で学ぶことをどのように評価するかが大きな論点となるのである。

フリースクールの制度化について考察するにあたっては、政府の不登校生支援のあり方の変容も視野に入れなければならない。文部科学省は2015年に「フリースクール等に関する検討会議」に加えて「不登校に関する調査研究協力者会議」も発足させている。同会議の『不登校児童生徒への支援に関する最終報告』は、「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはいけない」（不登校に関する調査研究協力者会議2016,p.4）と述べ、不登校像を大きく変容させている。そして『不登校児童生徒への支援に関する最終報告』は、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなど「不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保」や、「〔児童生徒理解・教育支援シート〕を活用した組織的・計画的支援」を提言している。このように文部科学省の姿勢は軟化しているように見えるが、後述するように「多様な教育機会」が子どもたちの分別につながるのではないかと、「組織的・計画的支援」が当事者の意に沿わない介入になるのではないかとという批判もなされている。

本稿では、フリースクールについて言及した有識者会議の報告書を検討することで政府によるフリースクール制度化の背景を考察し（第1節）、教育再生実行会議が提唱する「多様な個性が生かされる教育」と障害を検討する（第2節）。障害はフリースクールと無関係にも思われるが、フリースクールの制度化を考察するにあたっての重要な論点となってきている。なぜなら「発達障害」などの障害が不登校の一因とされており、彼らに適合する「多様な個性が生かされる教育」「多様な教育機会」が必要であるとされているからである。一方で、これまでに「普通学級」へのインクルージョンを主張してきた障害者運動は、子どもの発達などの記録が就学指導等に利用されてきた経緯から、行政が子どもの情報を蓄積することを忌避しており、「多様な教育機会」は子どもの分別につながると批判的に捉えている。

そして、さまざまな批判があるなか、フリースクールの制度化を先導してきたNPO法人フリースクール全国ネットワーク代表理事である奥地圭子がフリースクールの制度化をどのように捉えているかを明らかにする（第3節）。筆者によるインタビューとフリースクールの制度化に関する奥地の意見書等を参照し、考察する。

I. 政府によるフリースクール制度化の背景

汐見(2016)が指摘するように、政府には学校復帰を基調とする文部科学省とは異なる水脈があり、2003年に発表された『人間力戦略研究会報告書』には、すでにフリースクールとの連携が謳われている。

人間力戦略研究会は、『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002』（経済財政諮問会議2002）が「人間力、技術力、経営力、産業発掘、地域力、グローバル化といった6つの重点課題に着目し、

日本の強みを伸ばし、弱みを克服するための戦略を構築する」としていることを受け、市川伸一（東京大学教育学部教授・教育心理学）を座長として同年に設置された。委員には大学や専門学校の教員のほか、リクルートワークス研究所長、トヨタ自動車グローバル人事部統括室長などの企業関係者が参加している。「我が国経済を活性化し、かつ個々人の豊かな社会生活を実現するためには、人間力の強化が不可欠である」（人間力戦略研究会 2003, p.24）との観点からフリースクールの活用が以下のように提言されている。

不登校児童生徒の学習支援や進路形成への支援の観点から、フリー・スクール等の民間施設における取組の自主性や成果を踏まえつつ、学校や適応指導教室等の公的機関が民間施設と積極的な連携を図っていくことが望ましい。例えば、地域の実情に応じ、「適応指導教室」の相談・支援の実施に当たっては、一定の要件を満たすフリー・スクールを運営する地域団体等への委託を行うなど、積極的にフリー・スクールとの連携を図ること等も考えられる。（人間力戦略研究会 2003, p.18）

その後、有識者会議からフリースクールに関する新たな提言は見られなかったが、安倍晋三内閣が設置した教育再生実行会議³⁾の『今後の学制等の在り方について（第五次提言）』は、「今、まさに日本の存立基盤である人材の質と量を将来にわたって充実・確保していくことができるかどうかの岐路に立っており、現在の学制が、これからの日本に見合うものとなっているかを見直すときであると言えます」（教育再生実行会議 2014, p.1）との認識を示し、以下のように述べている。

国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。また、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する⁴⁾。（教育再生実行会議 2014, p.3）

そして、その後の提言でも続けてフリースクールへの言及がなされているが、とりわけ着目に値するのは2016年5月20日に発表された『全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を开花させる教育へ（第九次提言）』（教育再生実行会議 2016）である。「多様性（ダイバーシティ）に富んだ社会を築いていくことが、発展への原動力として不可欠」として、「障害や不登校、学習内容の未定着、家庭の経済状況、日本語能力の問題等から、これまで十分に能力を伸ばしきれなかった子供たちも含め、全ての子供の能力を最大限に伸ばす教育の実現が求められます」としている（教育再生実行会議 2016, pp.1-2）。フリースクールについては、「教育委員会・学校とフリースクール等の連携の充実を図りながら、フリースクールで学ぶ子供たちへの学習面・経済面の支援や、夜間中学の設置促進と就学希望者への積極的支援、教育支援センター（適応指導教室）や不登校特例校との連携強化により、多様な場での学びも支援する」（教育再生実行会議 2016, p.7）とされている。

これらの提言に関わる個々人の考えはそれぞれ異なるであろうが、全体として提言の背景には脱大量生産、より厳しくなる国際的競争、日本の人口減少を前提とした人的資本への着目があると読み取ることができる。つまり、国際的競争を勝ち抜いていくためには、これまで十分に活用されていなかった人的資本をも有効活用する必要性があるという認識である。

Ⅱ. 「多様な個性が生かされる教育」と障害

教育再生実行会議の第九次提言は、「多様な個性が生かされる教育」の一つ目の項目として「発達障害など障害のある子供たちへの教育」を挙げている⁵⁾。「特別支援教育の対象となる子供の数は増加しており、特に発達障害は、学習のつまずきや不登校等につながる場合もあり、幼児教育段階での対応の充実も含め、早期からの適切な支援が非常に重要です」（教育再生実行会議 2016, p.3）と述べられており、発達障害と不登校が関連づけられている。そして、該当する子どもの情報が乳幼児期から高等学校段階まで共有されるよう個別カルテ（仮称）の作成を推奨している。

このような方針に対しては、教育機会確保法反対運動のなかで、不登校運動と障害者運動の双方が批判を展開してきた。「障害児を普通学校へ・全国連絡会」（1981年設立）は、第九次提言は「子どもたちをさらに分離・管理しようとしている」として個別カルテに反対する学習会を2016年7月18日に東京都世田谷区（烏山区民会館）で開催した。この学習会の開催案内は「不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会ネットワーク」のブログに掲載されており、教育機会確保法が関係者間での子どもの情報共有の促進を義務づけていること、「不登校に関する調査研究協力者会議」が推奨する「児童生徒理解・教育支援シート」と個別カルテが似ていることが指摘されている⁶⁾。「不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会ネットワーク」と「障害児を普通学校へ・全国連絡会」は、ともに教育機会確保法に反対し、子どもの情報共有を「管理」の強化として否定的に捉えている。

「障害児を普通学校へ・全国連絡会」代表の長谷川律子は、教育機会確保法は「特別支援教育の多様な場の拡大であり、分離・別学体制の強化につながる」として声明文を発表し、つぎのように述べている。

下村前文科大臣はフリースクールを視察に行った際、「きつい制服を無理やり着せるのではなく、その子にあったものを着せればいい」という内容のコメント……競争と管理をますます強めるために、文科省自らが、普通学級の制服（教育内容）をきつく息苦しいものにしておいて、「きつくて苦しい子は、無理して着ることはないですよ、別の制服を用意しますから、そちらの方が楽ですよ、そのほうが、その子のためですよ」と言っているのです。1979年の養護学校義務化の際、同じ考えのもとでたくさん用意されたのが養護学校や特殊学級でした。以後37年間、特殊教育（後に特別支援教育）は、普通学級の能力主義・管理主義教育を補完し続けてきたのです。……本法案によって、さらに不登校の子のための特別な場もつくられようとしています。そして不登校の子どもと親たちは、今以上に追いつめられてしまいます。私たちは、これ以上、子どもたちを分けることを許すことはできません。（長谷川 2016）

このように、別の場を設けるのではなく普通学級を誰もが通える場にすることが主張され、養護学校義務化による普通学級に在籍していた障害児の養護学校への転校⁷⁾などの「分離・別学体制」と教育機会確保法が関連づけられている。

文部科学大臣在任中になされた下村博文の以下の発言も批判的に言及されることがある。「不登校などにより、既存の学校教育の中では適応できない子供であっても、その中に未来のエジソン、インシュタイン、未来のアーティスト、音楽や、あるいは工芸、美術等を含めて、そういうところの子供であるからこそ、逆に世界に大きく貢献できるような人材が埋もれているかもしれない」（文部科学省 2014）。

人的資本の観点に立つ文部科学大臣の発言として読むこともできるが、彼は自身の子どものディスレクシア（識字障害）を公表しており、障害を持つ子の親でもある。以下、下村の著書（下村 2010）を参照しながら、彼の経験について述べる。下村は子どものディスレクシアが分かったとき、「既存の小学校では……成績の悪いできない子としてしか判断されない。ディスレクシアだと分かっても、日本にはまだこれに対する取り組みはまったくできていない。……教員や社会はこの子を認めず、排除されていく」（pp.45-46）と考えた。「イギリスでは、早期からそれぞれのディスレクシアの特性に合った教育支援が受けられるようになっていたし、個々に応じた学習方法を見出すことで、自尊心を失うこともなく、その子供が持つ別の才能を伸ばしていくことを実践していた」（p.47）ことを知り、下村は子どもにイギリス留学を提案した。小学校5年生であった子どもは「このまま地元の学校などに行っても自分がやっていけるとは思わない」（p.48）ことから承諾した。「こんなに幼い子供がディスレクシアを受け入れ向き合う覚悟をしているのを知って泣いた」（p.48）と下村は述べている。

前述の大臣在任時の下村の発言は、自身の子どもの経験を前提にしていると考えられる⁸⁾。近年は日本財団と東京大学先端科学技術研究センターの共同プロジェクトである「異才発掘プロジェクト（ROCKET: Room Of Children with Kokorozashi and Extraordinary Talents）」⁹⁾が2014年にスタートするなど、学校外において特別な支援を必要とする子どもの学びの場をつくる動きが見られるようになってきている。

Ⅲ. フリースクールと政府の関係性

さまざまな批判があるなかで、フリースクールの当事者はどのように考えているのだろうか¹⁰⁾。NPO 法人フリースクール全国ネットワーク代表理事である奥地圭子は、フリースクール制度化の必要性をつぎのように述べている。

世界的には、政府が統括する学校教育一本しか正式に認めていない国は少なく、北朝鮮と日本くらい、と言われてきました。子どもの状況が多様であり、個性も多様な中、学習指導要領にもとづいた教育課程のみで対応という国家では、こどもはストレスがたまり、自己を発揮しにくく、グローバル化する国際社会の中で多様な教育が求められてきました。（奥地 2016a, p.59）

グローバル化を背景に「多様な教育」が必要であるとの主張は、第1節で述べた政府の有識者会議の方針と重なる語り方のようにも聞こえる。あるいは、意識的に／無意識的に重なるように語られているのかもしれない。しかし、奥地の問題関心は、それらとは異なると考えるのが妥当であろう。

2016年の「教育機会確保法案」立法チームのヒアリングに際して提出された意見書で、奥地はつぎのように述べている。

先日、ある保護者の方が保護者会の中で聞かせてくださった話を紹介します——うちの子は、学校の枠に合わない子で本が好きなのに読書禁止の学校でした。何でも「皆と一緒にやれ！」と叱られ、しだいに先生も勉強も嫌いになり、給食も疲れると言い出しました。いじめを受け、ばい菌扱ひもされ、ハラハラしながら登校させていました。もう疲れた、もう疲れたというので病院にも行きました。でも良くなり、子どもは行けない自分を責め、「パパ、ママ、助けて」「もう死にたい」「自分では死ねない、ママ殺して」と叫び、ある時、硬直して震えだしたのです。そこまで苦しい

わが子を見て、私は、ほんとに手につけようと思いました。1歳半の下の子が止めてくれ、ハッとしました。でも、自分がわが子を手につけようとしたことを苦しんで、苦しんで、やっと東京シューレを見つけ、たどり着いたのです。……今では子どもは信頼できるスタッフと友人がいて、演劇をやったり、お出かけしたり楽しい日々で、最近「生きててよかった」と言ってくれました。(奥地 2016b, pp.40-41)

人的資本の観点から考えれば、上記のエピソードは、本が好きであるという個性が学校で伸ばされず、有望な人材が棄損されたということになるであろうが、奥地が重点を置いているのはそういう点ではない。奥地が雑誌の寄稿文においても、「入会してきた小6の女の子が鏡に映る自分の顔を見て「私、笑ってる。たぶん二年ぶり」と言ってトイレから出てきたとき、涙が出そうでした」(奥地 2016c, p.27)と述べているように、子ども一人ひとりを大切にすることが重視されている。

筆者による奥地へのインタビュー(2016年8月2日、以下同様)によれば、安倍晋三首相の東京シューレ訪問(2014年9月10日)の報道後、「巻き込まれている」「引きずられている」「取り込まれている」と非難する「市民派」からの電話やメールがあったとのことである。教育機会確保法に反対する運動のなかで、安倍政権に対する批判はしばしば示されてきた。それは教育機会確保法の反対集会に参加した感想が記された以下の文章¹¹⁾に顕著に表れている。

行けない子どもたちがいけないのではなく、受け入れるべき学校が問題にされるべきなのです。どうして、誰でもが楽しく、行きたい学校にならないのでしょうか？教員が管理され、アベが第1次内閣の時、教育基本法改悪をし！行政が学校へ何でもできるようにしたからなんです！不当な支配に屈してしまう教育行政にした！

人は安心できる場でない、安心できる場にしようと闘う人は、まれで、行かないという選択。でも、それもできなくて逃げられなくて、死を選択してしまう人もいます。そのことに対して何の痛みも持たず、さらに追いつめていく！アベはそういう人です！

首相が個々の政策が現場においてどのように作用するかについてどの程度の関心を持っているかは言うまでもなく不明である。ここで確認しておきたいのは、首相の人格と結びつけて批判がなされることがあるということである。

奥地は筆者によるインタビューで、首相の訪問について、つぎのように話している。

フリースクールのことを知ってもらおうというのは、私たちは基本的にどなたでも、とにかくもっと知ってください、ということをやってきた立場なので、総理だからダメですってというのはありえないですよ。総理がもっとしっかり子どものことを考えてくれるというのが大事で、行政が見学したいって言ったら断ったことは、ほぼなかったです¹²⁾。一国の総理が来るって言ったらね、ぜひ知ってもらいたい。本当に35分ぐらいだったんですけど、見ると見ないじゃ大違いでしょ。

政権との向き合い方については、「いろんなことが重なって今回のチャンスが訪れたんで、なに政権であろうと子どものことが良くなるんだったら、そのチャンスを生かすのが、子どもと共にやる人の姿勢でしょう」と述べている。そして、「子どもの権利を拡充しようという法案そのものにこういう懸念があるから反対っていうのは結局は何もしないことになっちゃうので、私たちはそういう考え

方はしない」と述べ、つぎのように指摘している。

私たちは強くないですよ。弱者なんですよ、やっぱりね。権力を本当に持っている人たちと比べれば弱い立場なんだから、ゲリラ戦法でいくしかないじゃないですか。今がチャンスでこれができるかもってなったら乗り出す。そういう意味で、なに政権であろうと、と思いますね。

このように、子どもの権利保障のためには、政府との協力も必要であるとの認識が示されている。

おわりに

フリースクールの制度化は、その目的が問われていると言える。政府の有識者会議である人間力戦力研究会は2003年にすでにフリースクールとの連携を提言しており、後に教育再生実行会議が複数回にわたってフリースクールの制度化を提言した。提言の背景には、脱大量生産、より厳しくなる国際的競争、日本の人口減少を前提とした人的資本への着目があると読み取ることができる。

教育再生実行会議が提唱する「多様な個性が生かされる教育」によって、既存の学校において適切な教育環境を得られなかった子どもが、より適切な教育環境を得られることが期待されている。フリースクールの制度化を推進してきた下村博文（元文部科学大臣）も、そのような子どもの親である。今後、「異才発掘プロジェクト」のような教育機会が広がっていくことも考えられる。一方で、「普通学級」へのインクルージョンを主張してきた障害者運動は、「多様な個性が生かされる教育」「多様な教育機会」は子どもの分別につながると批判的に捉えている。

さまざまな批判があるなかで、NPO 法人フリースクール全国ネットワーク代表理事である奥地圭子は、一人ひとりの子どもの権利保障のためにフリースクールの制度化が必要であることを主張している。学校改善は長年にわたって取り組まれているが、不登校児童生徒は少子化にもかかわらず減少せず、近年は再び増加傾向にある。筆者によるインタビューにおいて奥地が、「子どもの権利を拡充しようという法案そのものにこういう懸念があるから反対っていうのは結局は何もしないことになっちゃうので、私たちはそういう考え方はしない」と述べているように、既存の学校で子どもが苦しんでいる以上、懸念があったとしてもフリースクールの制度化を推進するという意思が示されている。

実際に学校で苦しんでいる子どもたちが多くいることは、昨今の子どものいじめや自殺などの報道からも容易に分かることである。誰もが通える学校に変えることが望ましいとはいえ、長年の努力によっても達成されていないことを考慮すれば、長期的には学校改善を目指しながらも、同時にすぐに実行できる方策として多様な教育機会を広めていくことは合理的な判断である。

2016年に成立した教育機会確保法は20条からなる理念法であり、フリースクールの制度化がどのようなものになるかは未だ不明確である。その成否は実務者による制度設計、運用にかかっており、どのような理念によって進められるかが重要である。フリースクールの制度化が、不登校の子どもの権利保障のためか、あるいは人的資本を最大限に活用するためなのかが問われることも予想される。

支援が人的資本の観点からなされるならば、当事者にとって「支援」は経済的価値としての「能力」を測定され、管理されることになりかねない¹³⁾。支援者の経験上、適切な措置であると考えられたとしても、当事者の同意がなければ主体性を損ねることになってしまう。

フリースクールの制度化を子どもたちにとって有益なものとするために、フリースクールが子どもの分別に利用されないようにする仕組みづくりなど、さらなる研究と実践が必要とされている。

[付記] 本稿は科学研究費（16H07370）による研究成果の一部である。

註

- 1) 筆者は2011年よりフリースクールの参与観察を行い、フリースクールの制度化をめぐる状況や、不登校の社会史を研究している（田中2015, 2016）。本稿での記述は、これらの成果を踏まえたものである。
- 2) 正式名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」である。条文は衆議院ウェブサイトで見ることができる。
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19001034.htm
（2016年12月8日閲覧）
- 3) 2013年1月24日発足。会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣兼教育再生担当大臣、有識者らによって構成されている。
- 4) 2015年5月27日に開催された「超党派フリースクール等議員連盟」と「夜間中学等義務教育拡充議員連盟」の合同総会において、別々であったフリースクール等と夜間中学を同一の法律によって支援する方針が決定されたことは関係者に唐突な印象を与えたが、前年の教育再生実行会議提言の同じ項目において両者が記述されていたことが注目される。
- 5) 二つ目の項目は「不登校等の子供たちへの教育」である。以下、「学力差に応じたきめ細かい教育」「特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育」「日本語能力が十分でない子供たちへの教育」「家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障」と続く。
- 6) <http://ftk.blog.jp/archives/63341660.html>（2016年8月1日閲覧）
- 7) この点については養護学校義務化反対運動を記録した1979年のドキュメンタリー「養護学校はあかんねん！」（企画制作：市山隆次）参照。「障害児を普通学校へ・全国連絡会」運営委員の名谷和子は、つぎのように述べている。「それまで普通学校で学んでいた障害のある子供たちが養護学校へ行かされるようになったのである。私は、「養護学校はあかんねん！」という当事者の声を聞いて、はじめて本質がわかった。「フリースクールの運営やそこに通わせる保護者の経済的負担を軽減してほしい」「進学や就職を考慮して、フリースクールに通ったことを就学と公認してほしい」という声を否定することはできない。何とかされるべきだと思う。だからと言ってこの法案に賛成することはできない。当事者の声を、文科省は、似て非なるもの、いや、反対のものにしてしまおうとしているからだ」（名谷2015, p.9）。
- 8) 下村が「コミュニティ塾」（下村1984）を運営していたことも、フリースクールに着目する理由の一つとなっていると考えられる。
- 9) 同プロジェクトのウェブサイトでは「ROCKETは、突出した能力はあるものの現状の教育環境に馴染めず、不登校傾向にある小・中学校生を選抜し、継続的な学習保障及び生活のサポートを提供するプログラム」であり、「将来の日本をリードしイノベーションを起こす可能性のある異才を育む」としている。<https://rocket.tokyo/about/>（2016年9月14日閲覧）
- 10) 本稿ではNPO法人フリースクール全国ネットワーク代表理事である奥地圭子のみを考察の対象としたが、奥地がすべてのフリースクールを代表しているわけではなく、フリースクールの制度化に否定的な見解を持つフリースクール関係者もいる。彼らの見解に関する考察は今後の課題とし、別稿で論じたい。

- 11) 初出は障害者支援 NPO の会報である。「不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会ネットワーク」が許可を得て、同団体のブログに転載した。
<http://ftk.blog.jp/archives/44395962.html> (2016 年 8 月 13 日閲覧)
- 12) 奥地によれば、1980 年代に東京シューレの子どもたちが嫌がったため、法務局の見学を断ったことがあるとのことである。
- 13) 適切な支援のためであったとしても、当事者の同意を欠く個人情報の共有は慎重に考えられなければならない。例えば、幼少期の「問題行動」が記録され、それが校種を超えて共有されれば不用意に先入観を与え、当事者が不利益を被る可能性がある。非公式な形であったとしても推薦や入試の結果に影響することになれば重大な問題であり、仮に影響がないとしても当事者にとっての懸念は大きい。

文献

- 不登校に関する調査研究協力者会議, 2016, 『不登校児童生徒への支援に関する最終報告——一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進』
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/08/01/1374856_2.pdf (2016 年 12 月 12 日閲覧)
- 長谷川律子, 2016, 「「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」(座長案)の白紙撤回とインクルーシブ教育の推進を求める声明文」
<http://ftk.blog.jp/archives/57817108.html> (2016 年 4 月 15 日閲覧)
- 経済財政諮問会議, 2002, 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002』
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/tousin/020621f.html#2-0> (2016 年 2 月 1 日閲覧)
- 教育再生実行会議, 2014, 『今後の学制等の在り方について (第五次提言)』
www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai5_1.pdf (2016 年 7 月 7 日閲覧)
- 2016, 『全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ (第九次提言)』
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai9_2.pdf (2016 年 7 月 7 日閲覧)
- 文部科学省, 2014, 「下村博文文部科学大臣記者会見録 (平成 26 年 10 月 28 日)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1352879.htm. (2015 年 1 月 25 日閲覧)
- 名谷和子, 2015, 「インクルーシブ教育と矛盾し、特別支援教育制度を強化する「多様な教育機会確保法案」『障害児を普通学校へ』 337, pp.8-9.
- 人間力戦略研究会, 2003, 『人間力戦略研究会報告書——若者に夢と目標を抱かせ、意欲を高める～信頼と連携の社会システム～』 www5.cao.go.jp/keizai/2004/ningenryoku/0410houkoku.pdf (2016 年 2 月 4 日閲覧)
- 奥地圭子, 2016a, 「「多様な教育機会確保法案」はどんな法案か——私達はいかにして道を拓くのか」『多様な学び保障法を実現する会』第 6 回総会配布資料』 pp.59-62.
- 2016b, 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律案」(座長試案)への意見『多様な学び保障法を実現する会』第 6 回総会配布資料』 pp.40-41.
- 2016c, 「日本のフリースクールの今」『教育と医学』 757, pp.22-29.
- 下村博文, 1984, 『「塾」そのありのままの姿——コミュニティ塾創造を目指して』学陽書房.

- 2010, 『下村博文の教育立国論』 河出書房新社.
- 汐見稔幸, 2016, 「フリースクールをめぐる国の教育政策」『教育と医学』 64(7), pp.540-547.
- 田中佑弥, 2015, 「「不登校」像の変容過程——精神科医、フリースクールに関わる人びとを中心に」『臨床教育学研究』(日本臨床教育学会) 3, pp.127-145.
- 2016, 「日本における「フリースクール」概念に関する考察——意識としての「フリースクール」とその濫用」『臨床教育学論集』 8, pp.23-39.
- 山本宏樹, 2016, 「教育機会確保法案の政治社会学——情勢分析と権利保障実質化のための試論」『〈教育と社会〉研究』 26, pp.5-21.